# １　概要

　障害福祉サービス、障害児通所支援等を実施する法人は、障害者総合支援法又は児童福祉法により、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。指定を受けている事業所又は施設の数に応じ、整備すべき業務管理体制の内容が定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を管轄する行政機関に届け出る必要があります。

# ２　さいたま市内に事業所等がある場合の届出先

※平成２７年４月１日から一部変更になりました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 事業の種類 | 区分 | 届出先 |
| 1 | 指定障害福祉サービス  指定障害者支援施設 | 次の２つ以外 | 埼玉県 |
| さいたま市以外に指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設はない | さいたま市 |
| 指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設が複数の都道府県にある | 厚生労働省 |
| 2 | 指定一般相談支援  指定特定相談支援 | 次の２つ以外 | 埼玉県 |
| さいたま市以外に指定相談支援事業所はない | さいたま市 |
| 指定相談支援事業所が複数の都道府県にある | 厚生労働省 |
| 3 | 指定障害児通所支援 | 次の２つ以外 | 埼玉県 |
| さいたま市以外に指定障害児通所支援事業所はない | さいたま市 |
| 指定障害児通所支援事業所が複数の都道府県にある | 厚生労働省 |
| 4 | 指定障害児入所施設 | 次の２つ以外 | 埼玉県 |
| さいたま市以外に指定障害児入所施設はない | さいたま市 |
| 指定障害児入所施設が複数の都道府県にある | 厚生労働省 |
| 5 | 指定障害児相談支援 | 次の２つ以外 | 埼玉県 |
| さいたま市以外に指定障害児相談支援事業所はない | さいたま市 |
| 指定障害児相談支援事業所が複数の都道府県にある | 厚生労働省 |

　上記の１～５の事業の種類ごとに届出が必要で、最大で５通の届出が必要になります。管轄する行政機関も事業の種類ごとに判断されますので、届出ごとに届出先が異なる場合があります。

## 届出先がさいたま市になる場合の提出方法

・以下の住所に郵送してください。

　　〒３３０－９５８８

　　さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

　　さいたま市役所　障害政策課　事業者係

# ３　整備すべき業務管理体制の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 整備すべき業務管理体制の内容 | | |
| ２０未満 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝法令遵守責任者）の選任 |  |  |
| ２０以上１００未満 | 同上 | 業務が法令に適合することを確保するための規程（＝法令遵守規程）の整備 |  |
| １００以上 | 同上 | 同上 | 業務執行の状況の監査を定期的に実施 |

　事業所等の数は、届出を行う事業の種類ごとにカウントします。法人が行うすべての事業を合算するのではありません。（例：居宅介護が１０件と放課後等デイサービスが１０件の指定を受けている場合、障害福祉サービスとして２０未満、障害児通所支援として２０未満の区分が適用されます。）

　また、指定を受けているサービスの種類ごとに１つの事業所としてカウントされます。ただし、障害者支援施設が行う生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型についてはカウントされません。（例：生活介護、就労継続支援Ａ型及びＢ型を行う多機能型事業所は３事業所としてカウントされます。障害者支援施設において生活介護及び就労継続支援Ｂ型を行う場合は１事業所です。）

# ４　変更届

　届け出た業務管理体制の整備に関する事項に変更があった場合は、変更届を提出する必要があります。ただし、次の場合は**変更届の提出は不要**です。

　・事業所等の数に変更が生じても、「３　整備すべき業務管理体制の内容」における事業所等の数の区分が変わらない場合（区分が変わり、整備すべき業務管理体制の内容が増えた場合は変更届が必要です。）

　・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

# ５　注意点

　さいたま市に届出をする場合は、**必ず添付の様式を使用**してください。他の行政機関の様式では受付できない場合があります。他の行政機関に届出をする場合は、届出先が指定する様式を使用してください。埼玉県又は厚生労働省が届出先の場合は、それぞれのホームページに様式やお問い合わせ先が掲載されていますので、確認をお願いします。

　届出先が変わった場合は、変更前後の両方の行政機関にその旨の届出を行う必要があります。

# ６　「法令遵守規程」について

　法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

　届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

# ７　「業務執行の状況の監査」について

　事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

　なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年１回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

　届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。